

シリーズ

フォーティ・フォーティ(40-40)

「施行40年」と 「創刊40年」

—本誌バックナンバーで振り返る労働者派遣法と「40年」



第4回

1996~1998年の人材派遣業界「黎明期」を、
当時のバックナンバー記事で回想

○あの時代・あの出来事

社会保険等の適用問題

社会保険等の適用問題——社保の適用促進、どうするこれから?
(本誌1997年6月号)など

○あの時代・あの出来事

新卒者派遣

新卒女子の派遣制度、4月1日設置に向けてただ今訓練中
(本誌1997年3月号)など

○あの時代・あの出来事

金融ビッグバン

人材派遣各社、金融ビッグバン専門家集め対応(本誌1998年4月号)など

シリーズ4回目の今回は、1996~1998年の人材派遣業界を、当時のバックナンバー記事で回想したい。会計検査院による社会保険等の適用調査が実施されたことに端を発した「派遣スタッフの社会保険等適用問題」をはじめ、いわゆる「就職氷河期」の受け皿にもなった「新卒者の人材派遣」、「金融ビッグバン」による新市場への期待などのトピックスを中心に振り返ってみたい。

(本誌 伊藤秀範)

フォーティ・フォーティ(40-40)「施行40年」と「創刊40年」

—本誌バックナンバーで振り返る労働者派遣法と「40年」



Close-up 注目データを再録

1996—1998年バックナンバーの注目データから、人材ビジネス業界の「当時の関心事」を振り返る

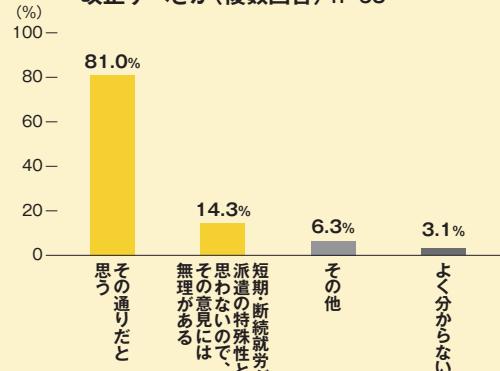
Keyword 社会保険等の適用問題

1997年6月号および1997年10月号連載「社会保険等の適用問題」より

データ①派遣元調査

調査概要 調査対象 東京、大阪の派遣事業者104社(東京61社、大阪43社)を抽出し、63社が回答(回収率60.5%)
実施期間 1997年5月上旬から中旬

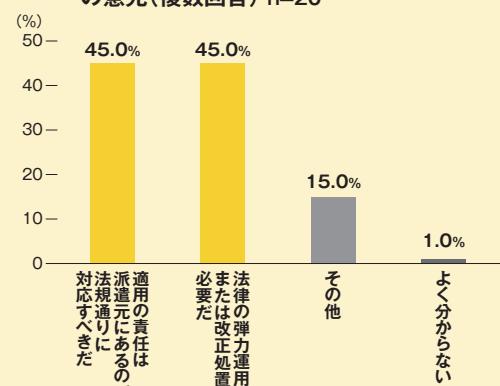
図表1 現行の社会保険制度は「短期・断続就労」の特殊性を持つ人材派遣業には無理があり、改正すべきか(複数回答) n=63



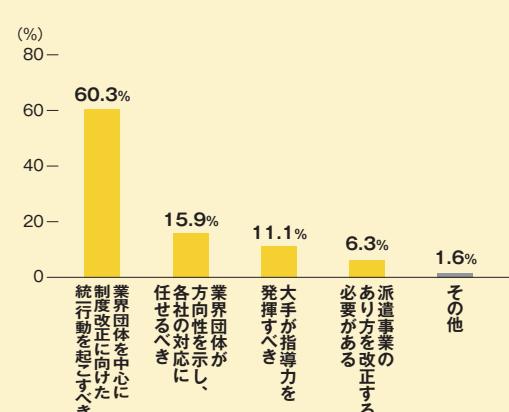
データ②派遣先調査

調査概要 調査対象 東京の派遣先20社
実施期間 1997年8月末から9月中旬

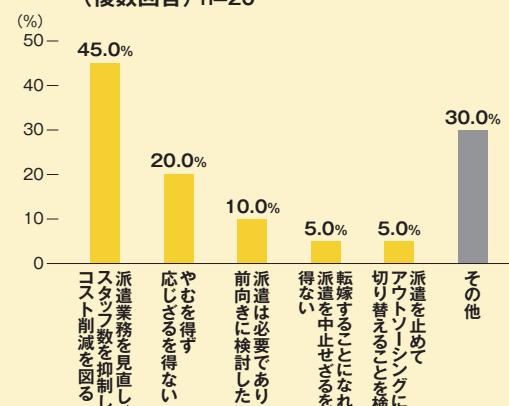
図表3 今後の社会保険の適用問題に対する派遣先の意見(複数回答) n=20



図表2 派遣事業にマッチした制度改正について(複数回答) n=63



図表4 社会保険料を派遣先に転嫁することについて(複数回答) n=20



派遣業界には「青天の霹靂」だった 会計検査院による「社会保険の適用調査」

法改正も含めた大論争に発展した「派遣スタッフの社会保険等適用問題」

「社会保険等の適用問題」の連載開始

1996年から1998年の人材派遣業界における最大のトピックは、「派遣スタッフの社会保険等適用問題」であったろう。

1997年1月末以降、広島、岡山、大阪、京都の派遣会社に、会計検査院による社会保険等の適用調査が実施されたことに端を発した同問題。派遣業界はその後、業界団体を中心に、社会保険制度と派遣労働のミスマッチの課題に向き合いつつ、業界内での意見と要望の集約、関係官庁への対応等に追われることになる。

本誌のバックナンバーを見るところ、現存する1997年5月号で「社会保険等の適用問題」の記事を確認できる。同号は連載2回目なので、前号4月号(欠号)から連載記事として同問題を本格的にクローズアップ。その後は不定期掲載も含め、このテーマに関する取材リポートを1998年においても繰り返し掲載しており、当時、派遣業界内ではいかにこの「派遣スタッフの社会保険等適用問題」

この会計検査院による社会保険等の適用調査の背景については、会計検査院の上席調査官へのインタビューを掲載した1998年2月号の連載記事が参考になる。ちよつと長くなるが、以下にその一部を再掲したい。

▽(略)：2年ほど前からですべてが、さまざまな業種を選択して大规模な事業所を中心で徴収が適正に行われているかどうかを検査しています。2年前は全国土木という国民健康保険組合加入の事業所を、昨年度におきましては、医師あるいは歯科医師を中心で検査を行いました。これは、医師国保、歯科医師国保に加入している医療法人を対象としたものです。

今年(1997年)につきましては、どのような業種を対象すべきかを検討しましたが、いろいろある中で人材派遣業を検査の対象とすることにしました。

そこで、本題の今回の検査についてお話ししたいと思います。本院の検査は1月の末から入りました。当初、地方からの検査ですで、1997年ですと和歌山、徳島あるいは福井、広島から始めましたが、地方についてはご承知のように、労働者派遣事業と申しますてもあまり数はありません。派遣はご存じのように一般派遣と特定派遣とに分かれています。特定派遣事業所というのはいわば常雇用を前提とした事業なので、社会保険の加入は比較的進んでいます。そのため、重点的な検査の対象は一般派遣となります。そのため、一般的な検査の対象は一般派遣となりますが、地方についてはそれほど一般派遣は多く

が大きな関心事であったかをうかがわせる。

社会保険等の適用調査が行われた背景

派遣法が施行されてすでに10年以上が経ち、派遣事業も全体落ち着いてきたような段階のところで、マスコミ等による加入率が5割に満たない状態であるということであり、社会保険の適用という点に関しては、ずいぶん遅れているとの印象を強くしました。そこで、まず年度末から検査を地方から始めて、徐々に東京など大都市に広げていく計画を立てたわけです。

(略)